

令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第126号	上越市過疎地域持続的発展計画の策定について	自治・地域振興課	1～22
議案第102号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第5号)	自治・地域振興課	23

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第126号
提出課	自治・地域振興課

上越市過疎地域持続的発展計画の策定について

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

(1) 経緯

- 昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、これまで50年以上にわたって過疎対策が実施され、市民生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉の確保、産業の振興等に資する施策を進めてきた。
- 令和3年4月1日から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、ハード事業、ソフト事業を対象とした過疎対策事業債の発行が可能となる支援措置等が継続されることとなり、その有効期限は、令和13年3月31日までの10年間となった。

(2) 対象地域

- 令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、人口減少率や財政力指数等により、新たに、柿崎区、中郷区を加えた11区が、過疎地域として指定された。
(同法第3条第1項又は第41条第3項の規定)
- 令和3年4月時点で、全国では820市町村、新潟県では16市町村が過疎地域となっている。

(3) 法に基づく主な支援措置

- 過疎対策事業債の充当（元利償還金の70%を普通交付税措置）
 - ・施設整備（ハード事業）
市町村道、道路整備機械、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、下水処理施設、消防施設、高齢者福祉施設、保育所・児童館、診療施設、公立小中学校など
 - ・ソフト事業
地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化等、将来にわたり住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業
- 国庫補助率のかさ上げ
 - ・公立小中学校等の統合に伴う新築又は増築（補助率50/100 → 55/100）など
- 国税の減価償却の特例・地方税の減収補填措置
 - ・事業用設備等に係る割増償却
過疎地域において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者が対象設備を取得等した場合に、5年間の割増償却を行うことができる。
 - ・地方税の課税免除等に係る減収補填措置
過疎地域において、一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除等を行った場合、地方税の減収分を地方交付税で補填する。

2 過疎地域持続的発展計画について

(1) 目的

過疎地域の市町村が、法の定める目的を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため定めることができる事業計画（法第8条）である。

※財政上の特別措置（過疎対策事業債等）を活用する場合などには策定が必要

(2) 要件

県の策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、議会の議決を経て「過疎地域持続的発展計画」（以下「計画」という。）を定めることができる。

3 「上越市過疎地域持続的発展計画」について

(1) 構成（国から示された構成に従って作成）

- 1 基本的な事項
 - (1) 上越市の概況
 - (2) 人口及び産業の推移と動向
 - (3) 行財政の状況
 - (4) 持続的発展の基本方針
 - (5) 地域の持続的発展のための基本目標
 - (6) 計画の達成状況の評価に関する事項
 - (7) 計画期間 令和3年度～令和7年度（5か年）
 - (8) 公共施設等総合計画との整合
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保
 - (1) 移住・定住 (2) 地域間交流、関係人口 (3) 人材育成・確保
- 3 産業の振興
 - (1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業 (4) 地場産業 (5) 企業誘致等 (6) 商業
 - (7) 情報通信産業 (8) 観光・レクリエーション (9) 産業振興促進事項
- 4 地域における情報化
 - (1) 他地域との情報通信技術の利用機会の格差の是正
 - (2) 住民の生活の利便性の向上
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
 - (1) 道路 (2) 農道 (3) 林道 (4) 交通確保対策
- 6 生活環境の整備
 - (1) 上水道 (2) 汚水処理 (3) 廃棄物 (4) 消防・救急体制の整備
 - (5) 住宅 (6) 雪対策 (7) その他
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 - (1) 児童福祉 (2) 高齢者福祉 (3) 障害者福祉 (4) 健診と保健活動
- 8 医療の確保
 - (1) 診療の確保
- 9 教育の振興
 - (1) 学校教育 (2) 社会教育
- 10 集落の整備
 - (1) 集落づくりの推進
- 11 地域文化の振興
 - (1) 伝統文化 (2) 文化施設
- 12 再生可能エネルギーの利用の促進
 - (1) 再生可能エネルギー

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1)自然環境の保全及び再生 (2)自治・まちづくりの推進

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分

※上記2～13はそれぞれ次の4項目で構成

(1)現況と問題点 (2)その対策 (3)計画

(4)公共施設等総合管理計画との整合

※新市建設計画、上越市第6次総合計画、第2期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略等との整合を図り策定

(2) 現時点での計画策定後の内容変更について

次の計画の策定後、計画変更により対応する。

○ 上越市第7次総合計画：令和4年12月(予定)策定

○ 次期財政計画：令和5年2月(予定)策定

4 地域協議会での審議

諮問 日：7月29日

答申 日：8月5日(清里区、三和区)、13日(板倉区)、9月3日(大島区)、6日(安塚区)、7日(牧区)、8日(浦川原区、中郷区)、10日(吉川区)、13日(柿崎区、名立区)

答申内容：諮問した全ての地域協議会から支障なしとする旨の答申があった。また、安塚区、牧区、吉川区、中郷区地域協議会から附帯意見があった。

対応方針通知日：9月24日

附帯意見に対する回答を行うとともに、諮問した全ての地域協議会に附帯意見と回答を情報提供した。

5 パブリックコメントでの意見募集

意見公募期間：9月28日から10月27日

募集結果：4件(1人、1団体)

計画(案)に対する意見	反映した意見	0件
	一部反映した意見	0件
	反映しなかった意見	0件
	既に計画(案)に記述済の意見	0件
計画(案)以外の意見		4件

結果公表期間：11月19日から12月20日

6 地域協議会での質問・意見

区分	区名	質問内容	回答内容
計画の位置付け、考え方	清里	・過去も過疎債を活用して事業を推進してきたが、清里区に与える影響として大きくは変更ないか。	・過疎債を活用し、事業を推進していくという大きな流れに変更はない。
	三和	・項目中、2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保の(3)人材育成・確保について、どのような捉え方で対処していけばよいのか。	・人材育成・確保については、国の方で統一的に設定したテーマの一つ。 ・それぞれの事業分野で今まで中心を担っていた方が、後継者を確保することが難しくなってきた。 ・計画では、過疎地域で主力産業として大事になってくる農業部分の記述を強化した。
	安塚	・現に市が取り組んでいる事業が記載されているように思う。どこが変わるのか。	・現在の総合計画を踏まえて作成している。次期総合計画策定後必要に応じ更新していく。
	浦川原	・計画名称が自立促進から持続的発展に変わった趣旨としてSDGsが関係しているか。	・国の法律の名称がこのように変わって、国から計画の名称も指定されているためである。 ・国の文書を見る限り、近年における過疎地域の移住者の増加や、革新的な技術がでてきたこと、また、情報通信技術を利用した働き方改革といった新しい動きがあることから、過疎地域の課題解決に資する動きを更に加速させるということが趣旨に記載されていたので、ここに注意してほしいという意味合いはあると思っている。
	柿崎	・総合計画と過疎計画の関係性は。	・自治基本条例に基づく市の最上位計画である総合計画の下に、交通、道路、教育など、各分野の計画があるが、その各計画を分野横断的に横の軸で位置付けられているのが過疎計画である。
	柿崎	・過疎計画のメリット、デメリットは。	・メリットは有利な財源等を活用できるところにある。デメリットについては基本的にはないが、過疎という名称をイメージ的に嫌がる方もいるかもしれない。

区分	区名	質問内容	回答内容
計画の位置付け、考え方	名立	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的発展という名称について、「発展」というところに違和感がある。「維持」が適切ではないか。 ・過疎地域の実態を直視していないのではないか。地域のありようなどを示していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法律に基づき作成している計画である。人口減少の中にあって、集落、地域を維持していくという側面はあると思う。
	柿崎	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）全般について、各地域の優先順位は違うと思われるが、地域の実態を調査した上で、その計画を実行に移すのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）については、地域の実態を踏まえた上で担当課や総合事務所が実施していく。
過疎地域の指定	吉川	<ul style="list-style-type: none"> ・P2の合併後に市全域が過疎地域として指定されたとあるが、高田区等も含めて市全体か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併後の平成16年度から平成20年度の5年間は特例として、上越市全域が過疎地域に指定された。
	柿崎	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域になる要件等があるが、新法から過疎地域でなくなったところはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内では、柏崎市が財政力要件で今回から外れた。
基本目標	安塚	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の目標値が低いのではないか。 ・将来推計人口に準じた値のような何もしなくても達成できる値を目標値としているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値は将来推計人口に準じた値としているが、一生懸命取り組んでもR2年の国勢調査で下振れしており、簡単に達成出来る値ではない。
	牧	<ul style="list-style-type: none"> ・人口目標の値が高いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口推計の水準までの回復は実現しなければならぬ。推計水準を及第点とは思っていないが、達成すべき目標を整理しながら取り組んでいる。
	牧	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標が3万6千人という大きな目標に対して、幅をもたせて見ていかなければならないと思う。その中で「何をどうするか」という細部も考えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの施策をどの程度行えば目標設定が正しいのか、正解が見出しにくいところである。そのような中でも、推計値より下回ることはないよう進めていきたい。
	柿崎	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標について、人口目標は非常に厳しいと思うがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も過疎地域の持続的発展に資する移住・定住・地域間交流の促進や産業の振興、地域文化の振興などの総合的な取組を実施し、目標に設定した推計値以上を目指す。

区分	区名	質問内容	回答内容
基本目標	名立	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標について、人口目標しか設定されていない。基本方針と比べると人口目標の他にも指標を設定しても良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標については、国から示された構成として人口目標が新たに設けられたものである。取組の方向性については、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保」以降、分野ごとに現況と問題点、その対策の中で、記載したところである。今後も過疎地域の持続的発展に資する移住・定住・地域間交流の促進や産業の振興、地域文化の振興などの取組を総合的に実施し、人口目標の達成を目指す。 他の指標については、今後の検討課題としたい。
	清里	<ul style="list-style-type: none"> 過疎債はどれくらい起債されているものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 例年おおむね 7～8 億円。
過疎債	清里	<ul style="list-style-type: none"> 償還期間は。 	<ul style="list-style-type: none"> ものにより異なる。 7 割が交付税で措置される。
	清里	<ul style="list-style-type: none"> 過疎債の残高は P15 に含まれるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 含まれる。
	吉川	<ul style="list-style-type: none"> 復興債のような使い方にならないようにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域振興のための過疎債である。必要な事業を十分見極めて、注意して事業執行に当たっていききたい。
	吉川	<ul style="list-style-type: none"> 過疎債が有効に活用されているのか。少しでも人口減少が緩やかになるような施策に活用いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎債があるから事業を行うのではなく、本当に必要な事業かどうか精査した中で事業を確定し、その財源を検討する中で過疎債など有利な市債が使えるものは使うという考えである。
	吉川	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度までの上越市公民館施設整備計画による公民館分館の修繕に過疎債を使えば、修繕できた施設もあったのではないか。 吉川区の移住定住に使える事業に過疎債を充ててほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎債は、建物の新築や大規模な改修工事には充当できるが、一般的な修繕には充当できない。 なお、吉川区には地域おこし協力隊員が 3 名おられ、移住・定住等に向けた活動に取り組まれている。
	安塚	<ul style="list-style-type: none"> オーレンプラザの建設事業費に過疎債を充当しているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> オーレンプラザの建設事業費に過疎債は充当していない。
	中郷	<ul style="list-style-type: none"> 今後の事業検討については、区総合事務所と必要な事業を検討し、予算化されれば、財源として過疎債が使えるというイメージでいいか。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは総合事務所と地域で中郷区として必要な事業を検討してほしい。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> P78 以降の過疎地域持続的発展特別事業分とは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 国から示された項目であり、具体的には過疎債を充当するソフト事業を掲載している。

区分	区名	質問内容	回答内容
個別事業に関すること	三和	・P68「地域集落支援事業」は、三和区も該当か。	・三和区は中山間地域として定義されていないため、この事業は該当しない。 ・三和区でも地域振興に係る相談があれば、当課も総合事務所職員と対応し、国や県の事業活用等を検討していく。
	三和	・P76「自然環境保全事業」とある。三和区ではオニバスの保全に努めているが、この事業を活用できるか。	・環境保全の取組は市としても進めているため、個別に話をうかがい、事業活用が考えられるかどうかも含めて一緒に考えていけるよう担当課に伝える。
	三和	・空き家及び農地の荒廃への対策について明記してほしい。	・本市でも大きな課題であり、全国的な社会問題であると認識している。担当課に伝え、引き続き検討していく。
	三和	・里山、畑、森林の整備についてどうか。	・次期総合計画の策定後、必要に応じて過疎計画も更新していく。
	三和	・防災について記入してほしい。	・防災については、過疎地域だけでなく、全市的な取組となる。国土強靱化計画の中でも整理している。
	吉川	・市の教育水準を高めてほしい。 ・また、学校が終わった後に過ごす場として、子育てひろば等は重要である。	・市としても、教育の振興や子育て環境の確保は大変重要な取組と考えている。いただいた意見は担当課に伝える。
	吉川	・P56の一時預かり事業は、オーレンプラザで実施されており、過疎地域ではない。過疎地域のためにならない事業も多いのではないか。	・オーレンプラザは高田区にある施設だが、過疎地域にお住まいの方々を含め一時預かり事業をご利用いただけることから、過疎地域にもかかわる事業となっている。過疎地域だけで実施されている事業は少ないので、市全域に展開している事業の記載が多くなっている。
	安塚	・空き家について、半分以上倒壊して危険を及ぼしているような空き家が数多く存在しており、そのような空き家に対する対策が計画には全く記載されていない。	・除却も視野に入れなければならないのは市も同様の認識を持っている。 ・所有者に除却も含めた適正な管理をお願いすることになるが、協力が得られないという実情もある。担当課にも伝え、対策が事業化できるようになった段階で本計画にも反映していく。

区分	区名	質問内容	回答内容
個別事業に関すること	安塚	・消火栓の使用について、消防署職員及び消防団以外が使えなくなるのは初期消火に支障を来す。	・消防団員が着用するような防具がない中で使用するのは非常に危険であると聞いている。防災危機管理部としては、まず消防団に再加入してもらい、定期的な訓練や防具を備えて消火活動ができるような形で協力いただくという方法も考えられるという認識のようである。初期消火は重要なことであるが、まずは生命の安全を確保するということが非常に重要な部分であるので御理解いただきたい。いただいた意見については担当課に伝える。
	浦川原	・地域の情報化の話であるが、これまで、浦川原区と他地域との情報通信格差を感じるがあった。今後、交換機を適正に配置し、NTT等の民間業者が5Gを導入する際に支障のないようにしてほしい。	・導入する際に留意してほしいこととして、担当課に伝える。
	牧	・若いお母さん方との意見交換で「子育てジョイカード事業」の内容をもっと充実させてほしいと意見があった。	・意見としてうかがい、担当課に伝える。
	牧	・地域おこし協力隊の3年後の独立支援の強化や過疎地域を優遇するような子育て対策が必要である。	・今後の参考とする。 ・国では、昨年度から地域の雇用をつなぎ合わせて一つの通年の仕事とし、生計を立てられるだけの収入を保証していくために、国も市も補助金を出す制度を立ち上げた。上越市内でもその制度を活用して形にしていこうと取り組んでいる区もある。自治・地域振興課としても、現地の総合事務所と共に、できるだけ早く形となるように地域の方々と進めている。これらの制度を活用しながら、地域のためにできるようなことを進めていきたい。
	牧	・散在する山村において、下水道整備が良いのか、合併浄化槽設置が良いのか、財政面も考慮して考えていかなければならない。	・下水道について、市街地以外は農業集落排水又は浄化槽で進めるよう整理している。必要な投資はすべきだが、将来の大きな負担になることなど注意して進める必要がある。
	板倉	・妙高市では、移住者向けに土地の取得の補助などがあるが、上越市ではそのような取組はないのか。	・この計画では今の時点で実施している事業を列挙している。また新しいニーズ等は意見として参考にさせていただく。

区分	区名	質問内容	回答内容
個別事業に関すること	板倉	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団組織が広域的な運営を始めているが、日常生活の中で災害時や緊急避難時に、広域的に隣接する集落の関係を深めていく方策も必要ではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士についての事業も計画に記載しているが、広域的な取組を強調することであれば、担当課に伝える。
	大島	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊も含めて、移住者を増やす施策を重点的に取り組んでいくべきであると思うがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にとって協力隊が必要かを地域の皆さんに考えてもらい、地域と協議しながら計画するという流れで配置している。 ・今後も協力隊の配置をしてほしいという声があれば、一緒になって検討していく。 ・移住を促進するためには、特定の施策というよりも上越市全体の魅力を発信していくことが必要であり、過疎地域を持続していくためには関連する全ての政策分野の取組が必要ということで、計画(案)は関連する全ての政策分野について搭載した。
	柿崎	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住については、「上越市ふるさと暮らし支援センター」において情報発信や相談対応等を行っているが、町内会や商工会にも移住相談が来ているので連携しながら進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や商工会とも連携して進めていく。
	吉川	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声アンケートで、「(6)老後も安心して生活ができる」という項目や、教育関連の項目の肯定的な回答率が低い。社会教育が十分でないのではないか。 ・「(27)情報提供」についても半分を下回っており、市の十分な説明が足りず、届いていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声アンケートは、第6次総合計画の策定に当たり実施したものである。いただいた意見については担当課に伝える。 ・各種事業は毎年度の予算編成時に各地域の課題や地域の声を斟酌して検討し、市全体の中で調整し予算案をとりまとめ、市議会でご審議いただき議決を経て事業実施に当たっている。

区分	区名	質問内容	回答内容
個別事業に関すること	名立	<p>・P41 バス路線がある地域でも、地域の高齢化等により、公共交通を利用することが困難になるなど、移動手段を確保できない地域がある。地域を限定せずに支援策を検討してほしい。</p>	<p>・名立区総合事務所としても移動手段の確保については、地域の課題と考えているので、地域と一緒に検討していきたい。</p> <p>・互助による輸送等の取組への支援は、バス路線廃止地域だけでなく、バス運行不十分地域における取組も対象としている。バスの利用実態を把握しつつ、地域と協議を重ねながら、引き続き、第2次上越市総合公共交通計画に基づき、市民の日常生活の移動手段の確保と持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を進めていく。</p>
	名立	<p>・市として、地方創生テレワーク交付金は利用しているのか。</p>	<p>・現在、テレワーク交付金を利用していないが、民間企業の意向を把握しながら、必要に応じて制度の活用を検討する。</p>
	名立	<p>・半農半Xの取組として、シェア畑等の取組が必要だと思う。</p>	<p>・半農半Xは、農業とやりたい仕事(X)を両立させる生活スタイルのこと。また、シェア畑(市民農園)は、自家消費や趣味を目的とした家庭菜園的な要素の強いものであり、所得を得るまでの農業規模ではないため、農業で生計を立てようとする半農半Xには不向きだが、農業への関心を高め、農業を始めるきっかけになるものと考えている。</p> <p>半農半Xの取組は、農業の担い手確保の面からも有効な取組であるため、本人の意向や就農状況を踏まえ、移住先として当市を選んでもらえるよう、当市の魅力を発信していく。</p>
	名立	<p>・学校給食を、完全米飯給食にして地元産のお米の消費拡大に寄与できないか。</p>	<p>・学校給食では、米飯、パン、麺を主食として提供している。学校給食は地元食材の生産や消費を学ぶほか、食に関する理解や体験を培う場であるため、様々な食材を使用しており、主食を限定する予定はないが、米飯を多く提供するように努めている。令和3年度、米飯の提供割合は7、8割を見込んでおり、今後も引き続き地元産のお米の消費に寄与していく。</p>

区分	区名	質問内容	回答内容
個別事業に関する事	名立	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化の視点から、一定の条件を設けた上で、禁止されている野焼きを許可することはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の野外焼却（野焼き）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止とされている。一般的な野焼きは焼却温度が法に定められた温度（800度）より低いため、燃やすものによってはダイオキシン類等の有害物質が発生し、大気へ放出する恐れがあるほか、火災発生の恐れや煙害により地域の皆さんに影響が生じることがある。市では平成29年10月に新たなクリーンセンターを稼働し、850度以上の高温となる焼却炉でごみを完全燃焼させることで、発生する灰の減量化を図っている。また、焼却で発生する熱をエネルギーとして回収している。このようなことから、燃やせるごみについては野外焼却ではなく市の分別ガイドに沿って出していただき、ごみの減量化や地球環境の保全に努めていきたいと考えている。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の解体について、解体後の土地の管理はどのように行っていくのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設解体後も土地所有者が市である場合は、市が状況を見ながら草刈など適切に維持管理を行う。 また、解体後の土地について、今後市で利用予定がない場合は、民間等に積極的に売却や貸付を行うなど、効果的な活用に努める。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院の内科医がいないと聞いた。今後の医師確保の取組は。 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟労災病院は独立行政法人労働者健康安全機構が運営する病院であることから、市として回答することはできない。

区分	区名	質問内容	回答内容
個別事業に関すること	名立	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層のスポーツ人口が減少する中において、地域によっては、地域活動支援事業を使って学校の部活動の備品を購入している。本来は学校が用意するものだと思う。予算化はできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動には、学校教育法に基づき、学習指導要領で示された学校で行われる授業や学校行事等と、法令上示されていない活動等があるが、部活動は後者に当たる。このため、教育委員会で購入する物品は、授業や学校行事等で使用する教材を対象としており、部活動での利用を主目的とした物品は購入対象外となることから、予算化することはできないのが現状である。なお、部活動に必要な物品については、個人での購入や、例えば大型の金管楽器などは、後援会組織等からの寄贈や貸出しにより活用されている。また、教材として購入した物品においても部活動で使用することを可能にしている。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会、地域活動支援事業については、市長が変わっても継続されるのか。また、協議会委員の研修時間が少ない、地域協議会に実行部隊がないなど、上越市の住民自治についてももう少し検討してほしい。 ・地域活動支援事業について、区ごとに基準が異なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の運営については、継続に向けて検証作業を進めており、現在、市議会からも令和4年4月に提言をいただく予定としている。今後、令和6年の委員の募集の前までに方向性を出したいと考えている。 ・地域活動支援事業については、区ごとの支援事業にかかる審査基準の違いを否定するものではないと認識している。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域振興作物生産拡大事業補助金において、水稻の作付が困難になった農地にヨモギを作付けした場合も対象となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売を目的とした作物であれば、対象となる。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度について、5年ごとに見直しがあるが、その期間を短くすることはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度として、要件や期間等を定めているものであり、市の裁量により、その期間を短縮することは出来ない。期間短縮については、国において検討を進めていると聞いている。

区分	区名	質問内容	回答内容
	名立	<p>・鳥獣被害防止対策事業について、ハンターの命を守るための無線機など、必要な備品は「貸与」ではなく、市から予算を出し購入させてほしい。</p>	<p>・市やJAえちご上越、NOSA I新潟県などで構成する上越市鳥獣被害防止対策協議会では、有害鳥獣捕獲を依頼している（一社）新潟県猟友会市内6支部から罾や無線機などの要望を伺った中で、国の交付金を活用し、協議会として必要備品を導入していることから、制度上、貸与となる。</p> <p>・一方で近年の被害拡大に伴い、市や関係機関の拠出が増大する中、捕獲機具など、国の交付金を活用できるものは、最大限活用しているため、ご理解願いたい。</p> <p>・なお、ご要望に添えるよう今後も要望を伺った中で、必要備品の配備を進めていきたいと考えており、希望する備品などがあれば、相談いただきたい。</p>
個別事業に関すること	柿崎	<p>・柿崎区地域協議会の自主的審議委員会「柿崎空き家活かそうプロジェクト」で「柿崎」の特性を活かした空き家の活用を検討している。過疎地域持続的発展特別事業を活用し連携を図りたいと考えるが、今後、実態に応じて事業の追加は検討いただけるか。</p>	<p>・当市の過疎計画に事業を追加することは可能である。地域協議会で検討いただいている案件の具体化に向け、総合事務所や関係課にお声がけいただき、地域課題の解決につなげていければ、と考えている。</p>
	柿崎	<p>・鳥獣被害防止対策事業について、上越市鳥獣被害防止対策協議会が行う事業を支援するとあるが、過去に被害に対し、支援を求めた際、農家組合を経由してほしいとの返答であった。農家組合に所属していない農家農地に対する対応はどうか。</p>	<p>・市やJAえちご上越、NOSA I新潟県などで構成する上越市鳥獣被害防止対策協議会では、農林水産業の被害防止と発展の観点から、「農業を生業としている農業者や販売を目的として作物を作付けしている農地」に加え、原則、3戸以上の農業者で組織する団体（町内会、農家組合、生産者組織等）を対象に、電気柵の設置支援を始めとした被害防止事業を行っているが、1戸の農業者であっても対象となる場合があることから、状況に応じて個別に対応している。</p> <p>・市民や個別農家から、相談や被害があった場合は、必要に応じて有効な対策等を助言するとともに、猟友会に情報提供し、有害鳥獣捕獲活動の参考とするなどの対応もあわせて行っている。</p>

区分	区名	質問内容	回答内容
個別事業に関する事	柿崎	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり事業について「オーレンプラザこどもセンター内において、保護者が就労や疾病等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった児童の保育を行う。」と、あるが、13区内のこどもに対する対策をどう考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 13区においては、保育園内にて「一時預かり事業」や「子育てひろば」を実施している。 市内の居住地に関わらず、「オーレンプラザこどもセンター」は利用可能であり、市内一円から利用いただいている。 引き続き、「こどもセンター」を核に、子どもの遊び場や保護者の交流の場のほか、一時保育機能を担うよう運営し、安心して子育てできる環境づくりを推進していく。
	中郷	<ul style="list-style-type: none"> 本計画に基づく、中郷区における具体的な今後の動きや取組の中身が見えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎計画は、過疎地域全体の発展に向けたものであり、関連する政策を掲載するとともに、過疎債などの有利な財源を活用するためにも必要なことから、本文はできるだけ幅広く事業の実施を読み込めるような書きぶりになっている。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の中に地区計画がみえていない。地域の実情にあわせた活性化の視点を入れるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、過疎地域全体の発展に向けた計画としており、地区別計画を策定する考えはない。
地域ごとの計画	名立	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画ではなく、地域の意見をとりまとめた計画にすべきである。 過疎計画を維持するのは理解するが、我々の気持ちをどの程度みているのか実感として湧いてこない。 ほとんどの区が過疎地であり、むしろこちらの方が普遍的な視点となる。一つでも二つでも我々に関わるものが計画にみえるところから全体計画を作っていってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎計画については、総合事務所でまとめた各区の現状と課題との整合を図っている。
	吉川	<ul style="list-style-type: none"> これまでの過疎計画策定の際は、地域協議会に諮問していたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 前回計画の際は平成27年12月に諮問している。
策定までの流れ	吉川	<ul style="list-style-type: none"> この計画案をこのスケジュールで行うのはいかがなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日付で総務省の通知があり、その後の説明会を経て準備を進めてきた。地域協議会への諮問、答申、所管事務調査、パブリックコメントを行う期間を踏まえて、12月定例会での提案とした。起債の時期も考慮すると、このスケジュールで実施せざるを得なかった。ご理解いただきたい。

区分	区名	質問内容	回答内容
策定までの流れ	吉川	<ul style="list-style-type: none"> このような計画を検討する際は地域のみなさんとやり取りできる十分な時間をいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の参考とする。
	三和	<ul style="list-style-type: none"> 地域名など明記してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域名を書くことで、書いていない地域で実施できないようにも取れるため、幅広くとれるように地域名は明記していない。
その他	板倉	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画には、補助金として「一部補助」といった記載が多く見受けられる。計画段階だと思うが詳細が分かりにくく今後に期待したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業は現在実施している事業である。必要に応じて対応していきたい。
	板倉	<ul style="list-style-type: none"> 旧高田市内や旧直江津市内に行政支援が偏っているように感じる。市としてそのような方針があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策的に誘導はしていない。市の総合計画では、地域別ではなく、交通や福祉など分野ごとでまちづくりを考えている。
	板倉	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地の魅力が見直されているがどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナの状況の中、中山間地の注目度も上がりつつあり、情報発信に取り組んでいく。 また、地域の求めに応じて地域おこし協力隊も導入していく。
	大島	<ul style="list-style-type: none"> 計画の見直しを定期的に行う予定か。 	<ul style="list-style-type: none"> 上越市第7次総合計画や次期財政計画等の策定を踏まえ、計画の見直しをする予定である。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> 昭和45年から過疎対策が行われてきたが、うまくいっていないことに対して分析しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的にも人口減少は進んできているが、それをもって各種取組がうまくいっていないという認識はない。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> 市長選があるが影響はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、新しい市長の下、来年度に次期総合計画や財政計画の策定を予定しており、その内容を反映する形で必要に応じて改定することが見込まれている。次期総合計画で地区別計画が策定された場合には、過疎計画も見直す場合がある。
	名立	<ul style="list-style-type: none"> 後日、委員から質問が出た場合は総合事務所を通じてつなぎたいと思うが、回答に協力いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 承知した。

区分	区名	質問内容	回答内容
その他	名立	・人口減少が進む中であって、計画は、法律の関係もあり「持続的発展」と表現されているが、実態としては、「持続可能」や「維持」という状態だと思うので、そのニュアンスを表すことは出来ないか。	・今後のパブリックコメント等を踏まえ、全体のバランスを見ながら検討したい。
	名立	・計画にある都市部と過疎地域の共生・互恵の関係については、他の都市部の計画等にも掲載されているのか。	・他の全市的な計画においても、都市部と過疎地域の共生・互恵の関係は、意識し策定されているものと思われる。
	名立	・P3 平成の合併により、「都市部と過疎地域を同時に抱えることとなった」と表記されているが、「抱える」では迷惑な地域と感じる。共存や混在に表現を変えることはできないか。	・意図は、買い物、学校、仕事など、生活の実態からして、両地域が共生、互恵の関係にあるということなので、誤解を生まないよう、今後のパブリックコメント等を踏まえ、全体のバランスを見ながら検討したい。
	名立	・これまでの過疎地域振興の取組について、その反省をまとめた文書等はあるか。	・これまでの取組の反省をまとめた文書等はない。暮らす人にとっての生活環境の維持、改善に寄与したと考えている。
	柿崎	・過疎対策の事業内容について、どの地域にどのような事業を実施したのか。その事業費はどれくらいか。	<p>・これまでの過疎法では、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、板倉区、清里区、三和区、名立区の9区が過疎地域として指定され、例えば、道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業に取り組み、過疎地域における市民生活の維持、向上を図ってきた。</p> <p>・直近の平成28年度から令和2年度の旧過疎計画の登載事業全体では、5年間で約308億円の実績額である。</p>

7 地域協議会での附帯意見及びその回答

安塚区

<p>答申内容</p>	<p>支障なし (附帯意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括を提示するよう求めます。 ・区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。 ・計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更の内容を説明するよう求めます。
<p>回答内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域自立促進計画に登載した事業の着手率は約 80%で、着手した事業の実績額は約 308 億円、そのうち過疎債発行額は約 41 億円となっており、過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えております。 ・本計画は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、第 6 次総合計画等と整合を図り案を作成していることから、現時点では、総合計画など他の計画と切り離して地区別計画を策定する予定はありません。 <p>なお、地域協議会で検討いただいた案件を具体化、予算化する場合は、所要の手続きや調整を経ることで本計画に反映することが可能であることから、貴地域協議会におかれましても、自主的審議等により安塚区の持続的発展に向けた検討をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画変更については、今後国が示す手続きに基づき行うとともに、必要に応じて地域協議会や地域住民等にお示しいたします。

牧区

<p>答申内容</p>	<p>支障なし (附帯意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域が今まさに危機的な現状であることを踏まえ、今後、事業を推進するにあたっては、住民の問題提起や課題解決の提案等を確実に受けとめ、取り組まれるよう求めます。
<p>回答内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、牧区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。

吉川区

<p>答申内容</p>	<p>適当 (附帯意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉川区に関わる本計画の具体化時、及び第7次総合計画策定時には、当地域協議会と十分協議をすること。 ・諮問に際しては、地域住民との意見交換や意向確認、及び地域協議会での審議時間が必要であり、諮問から答申までには、十分なる時間をとるよう配慮すること。
<p>回答内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向けた事業の検討を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、吉川区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。第7次総合計画の策定においては、市民の声アンケートの実施等により広く市民の声を反映するほか、地域自治区に関する重要な内容については、地域協議会と協議を行ってまいります。 ・本計画案については、国の説明会后、5月から策定作業を進め、6月中旬に示された新潟県過疎地域持続的発展方針(案)との整合を図りながら、おおむね2か月余りで整理しました。これは、地域協議会の審議時間を1か月以上確保するとともに、その後のパブリックコメントの実施、上越市議会12月定例会への上程等に必要の期間を踏まえて、スケジュールを設けたものであります。今後も、地域協議会の諮問に当たっては、時間の確保に留意しながら進めて参ります。

中郷区

<p>答申内容</p>	<p>支障なし (附帯意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定後の事業の進め方については、地域の課題に向き合い、行政と地域が協働のもと、より良い上越市を作り上げることを願います。 ・中郷区地域協議会でもこの本計画の策定に合わせて今後の自主的審議事項において課題抽出に向けた議論を行い、視点を合わせていきたいと考えますので、よろしくをお願いいたします。
<p>回答内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、中郷区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。

8 パブリックコメントで寄せられた意見及び市の考え方

No. 1	ご意見の該当箇所：全般
ご意見	前計画の上越市過疎地域自立促進計画との継続性や実施事項についての検証があまりされていないように思います。
対応状況	その他
市の考え方	過疎地域自立促進計画に登載した事業につきましては、着手率は約 80%、着手した事業の実績額は約 308 億円、そのうち過疎債発行額は約 41 億円となっております。過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えており、本計画（案）は今後もそれらの事業に取り組んでいくこととして作成したものであります。

No. 2	ご意見の該当箇所： 1 基本的な事項 (2)人口及び産業の推移と動向 ア 人口 3 産業の振興 5 交通施設の整備、交通手段の確保 6 生活環境の整備 9 教育の振興 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
ご意見	1 基本的な事項 (2)人口及び産業の推移と動向 ア 人口 過疎地域は地理的な要件等から企業誘致が難しく・・・という記載があります。「選ばれるまち」づくりを考えたら、例えば上越市の真ん中に位置している三和区を例に考えますと、交通体系を考えれば道路交通網はかなり好条件であると考えます。立地条件として、高速道路上越インターチェンジより 10 分、南北に新井柿崎線、東西に R253 と上越安塚柏崎線、R18 とのアクセス道路として高規格道路が整備され、周りからの観光客等の受け入れには十分な道路環境と言えます。 広い田園地帯には工業団地を誘致、住宅団地整備も進み、合併前には人口減少もさほど感じない生活環境の整った地域ですが、現在は、他の地域と同じように、人口流出により人口減少著しい地域となっています。 主要産業は第 1 次第 2 次産業となりますが、そこに第 3 次産業を取り込むという要件選択を考えれば、新たに呼び込む観光として大手開発商社企業に上越市が旗振り役となってアウトレットの誘致を力強く推進し営業展開することにより、既存の温浴施設の活性化や地域商店が参加する道の駅整備にも繋がり、地域観光や就業場所としても有効だと考えます。 各区の立地条件をしっかりと検証した中で、その地域にマッチングした施策をゾーニングして、その地域の方々と共に展開していくことが、「選ばれるまち」を創出することに繋がるのではないのでしょうか。 3 産業の振興 第 1 次産業の振興策だけ具体的な補助制度が確立されていますが、第 2 次産業・第 3 次産業についての具体的補助制度について、殆ど取り組みや方向性しか示されていないことに、地域産業全体の振興という取り組みの中では、不十

分と考えます。

人口減少と産業振興は、過疎地域に指定されるか否かでみても、直江津地区・大潟区・頸城区は第2次産業地域。高田地区は第3次産業地域ということになり、就業場所に隣接している地域では過疎化は鈍化傾向にあります。農村地域や中山間地域は加速度的に進んでいることを考えれば、主たる第1次産業の保護政策ありきの産業振興策や補助政策ではなく、第2次産業・第3次産業について積極的に進めるべきと考えます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通確保対策の中に、スクール混合バス・乗合タクシー等が記載され福祉有償運送も入っていますが、公共交通利用促進について持続可能な公共交通ネットワークの構築が明記されています。しかしながら現状の公共交通の利用促進は大変ニーズからして厳しいと考えます。

基本的に、その対策に記載されている「住民が主体となって車両の用意や運転を行う互助」近所の助け合い輸送の取り組み支援に、住民ドライバーの仲介やマッチング・実費以外のインセンティブの付与と記載されていることを考えれば、そちらに注視し重点的に取り組むことが必要なのではないでしょうか。民間ニーズの「ドア to ドア」のサービス向上を考えれば、乗合タクシーの推進と互助の活用が主たる改善策と考えます。

6 生活環境の整備

その対策で上越市防災士会との連携と記載されていますが、国土強靱化計画やその他災害対策について消防団に対する指示系統や役割は確立されていますが、防災士を養成していても役割や連絡体制・命令系統等については災害時に自ら行動するようにと防災士会資料には記載されています。

指定避難場所設置要綱などには、市職員と町内会代表および施設管理者、そして防災士が打合せして指定避難場所カルテを作成しておりますが、実際の活動となると、防災士以外の動きは定まりますが防災士の役割が定まっていないために何をどうすれば良いのか解りません。

自主防災訓練の実施案など防災士が作成して訓練を実施している自主防災組織もありますので、多分自主防災組織の一員で本部長を補佐する役目なのかもしれませんが、上越市として制度設計され養成し推進している事を考えれば、きちんと役割や行動指針を明記して頂きたいと考えます。

9 教育の振興

スクールバス等の運行による通学支援により、安心・安全な通学の確保が記載されていますが、過疎地域においては、児童数・生徒数の減少が顕著に進んでおり現在運行されているスクールバスも路線バスと同様利用者が減少して、空席率が高い状態で運行されている現状を、中山間地はもとより農村地帯でも確認できます。

学校区において、通学路安全対策プログラムに基づいて、通学危険個所の改善が厳しい状況下であっては、通学距離に関係なく小学校長の判断で柔軟に運用できる体制が必要と考えます。公共工事等での改善には限界がありますので、既存のスクールバス利用による安全対策は、道路管理者に頼ることなく対策ができますので実施されるべきと考えます。

	<p>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p> <p>その他地域の・・・に関係して地域協議会の運営を市民との接点とされていますが、事実上、平成19年1月に発表されている「住民自治に関する調査研究報告書」の図表6に記載されている地域協議会と住民組織、あるいは地域協議会と町内会長連絡協議会との関係性は、残念ながら提案・意見交換等、実質的な交流は全く無い状態であり、市民と直接結びつけるような関係性が構築されていません。</p> <p>このような、状況下で改めて同じような内容を記載されても、行政側が市民と情報共有できる関係性を地域の代表と位置付ける地域協議会に依存期待するには無理があるように考えます。</p> <p>地域協議会が図表6のような実質的な体制を構築するために、行政側が作った組織ですので、地域協議会規約に町内会長連絡協議会との協議や意見交換等の情報共有について明記されるべきと考えます。</p> <p>住民組織の町内会長連絡協議会は任意団体と言われますが、実質的に住民からの意見を行政に持ち込むのは町内会長でありますから、まずは地域協議会と町内会長連絡協議会との情報の共有を地域協議会規約に組み入れて必然的に繋がらなければ、地域からの意見を拾い上げる作業には至らないのではないのでしょうか。</p> <p>直接、住民からの意見を聞く機会についても、地域課題を拾い上げる作業の中では当然必要ですので、定期的に意見交換会を設ける必要もあるかと考えます。</p> <p>今の地域協議会は市長の諮問に対して答申するだけの組織としか地域住民から認知されていないのが現状です。</p> <p>各区内に存在している既存組織間の連動がなければ、地域のまちづくりには進みません。</p> <p>地域の任意団体は多様性に富んでおり、それぞれ目的意識をもって活動されていますので、地域協議会・町内会長連絡協議会・地域団体等それぞれが目的意識を共有しながら多様性を生かした、まちづくりに取り組むためにも「繋がる・結ぶ・育む」ことが必要と考えます。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>本計画（案）は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、分野別にその対策と関連する事業を整理してきたものであります。本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、事業の検討を進めていきますので、いただいたご意見につきましては、過疎地域の持続的発展に向けた取組の参考とさせていただきます。</p>

No. 3	ご意見の該当箇所：全般
ご意見	<p>市の基本方針は「住み続けたいまち」「選ばれたいまち」をコンセプトに 25 年度過疎地域全体の人口 3.6 万人以上を基本目標に設定しています。</p> <p>そのため 12 の分野を掲げ、それぞれに事業計画を示していますが、その計画は従来施策を列記しただけで、目標達成に向けた新規事業は皆無に等しい内容です。</p> <p>本計画（案）は所管課が密室で作成したことは、地域が十分に意見を述べた痕跡がないことから明白で、そこから行政としての熱い使命感が全く伝わってきません。</p> <p>今後は地域の意見を反映するために、総合事務所と密接に連携し、住民説明会や協議をする場を必ず設けるよう強く要望します。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>本計画（案）は、本年度に策定する必要があることから、市の最上位計画である現行の第 6 次総合計画等と整合を図るとともに、総合事務所がこれまでの行政運営や地域の声を踏まえて認識している各区の課題を基本に置きながら、分野別にその対策と関連する事業を整理してきたものであります。</p> <p>本計画策定後も、総合事務所と事務事業を所管している担当課が連携し、日常的に地域の声を把握しながら、過疎地域の持続的発展に向けた取組の検討をしております。</p> <p>なお、過疎地域の人口につきましては、令和 7 年に約 3 万 6 千 5 百人と推計しており、基本目標につきましても、令和 7 年の人口を 3 万 6 千 5 百人以上と設定したところであります。</p>

No. 4	ご意見の該当箇所：全般
ご意見	<p>各地域が抱えている事情はそれぞれ異なり、トータルで計ることはとてもできません。</p> <p>しかし、市は総合計画ですら地域毎の計画は予定していないとして、地区別計画策定はしないと断言しています。</p> <p>一方、県は持続的発展方針において、地域別に実態と課題を分析したうえで計画化の方向性を示唆しています。</p> <p>市もこの指針に照らし、過疎地域別の課題をそれぞれ洗い出し、重点施策として位置付けるよう強く要望いたします。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>本計画（案）は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、市の現行の第 6 次総合計画等と整合を図り案を作成しております。このため、パブリックコメントに先立って行った地域協議会の諮問の際には、本計画（案）における地区別計画について、総合計画など他の計画と切り離して策定する予定は現時点ではないと説明したものであります。</p> <p>本計画策定後も、総合事務所と事務事業を所管している担当課が連携し、日常的に地域の声を把握しながら、過疎地域の持続的発展に向けた取組の検討をしております。</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第102号
提出課	自治・地域振興課

歳出科目 (P146～P147)	2款1項28目	地域振興費
------------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
地域活動支援事業	180,000	0	180,000

主な補正財源		主な経費	
市債	△12,100		
一般財源	12,100		

【補正理由】

過疎対策事業債のうちソフト事業分の発行限度額が当初の見込みを下回ることから、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
市債	過疎地域持続的発展特別事業	53,800	△12,100	41,700
一般財源		126,200	12,100	138,300
合計		180,000	0	180,000